



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
7月10日
第121号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

県税に係る申告等の期限の指定(税政課).....	1
林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託(森林政策課).....	1
解除予定保安林の通知(森林保全課).....	2
保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課).....	2
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	2
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨(森林保全課).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	3
道路区域の変更(道路保全課).....	3

○ 公 告

公共測量実施公告(監理課).....	4
公共測量終了公告(監理課).....	4
令和2年二級建築士試験実施公告の変更公告(建築課).....	5
令和2年木造建築士試験実施公告の変更公告(建築課).....	5
一般競争入札の公告(業務課).....	5

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江).....	7
-------------------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	7
土地改良区定款変更認可公告(湖北).....	8

○ 公安委員会告示

滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定の一部解除(地域課).....	8
--	---

○ 公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課).....	9
---	---

○ 雑 報

滋賀県市町村職員共済組合令和元年度決算の要旨の公告.....	11
--------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第281号

令和元年滋賀県告示第281号(滋賀県税条例の規定による県税に係る申告等の期限の延長)の別に告示で定める期日は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県告示第282号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 委託の相手方

滋賀県森林組合連合会 大津市におの浜四丁目1-20

滋賀南部森林組合 大津市瀬田神領町番戸谷40-1

滋賀中央森林組合 甲賀市水口町鹿深3-39

東近江市永源寺森林組合 東近江市山上町3544

びわこ東部森林組合 犬上郡多賀町多賀246

滋賀北部森林組合 米原市市場438

長浜市伊香森林組合 長浜市木之本町黒田1015

高島市森林組合 高島市朽木野尻364-2

2 委託事務の内容 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の徴収事務

3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 徴収の方法 指定口座への振込みにより徴収する。

滋賀県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 解除に係る保安林の所在場所 草津市東矢倉二丁目字坊主東601-1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

滋賀県告示第284号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第285号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第286号

令和2年滋賀県告示第51号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市北野町字二俣225、225-1、248
2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第51号のとおり

滋賀県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

Table with 5 columns: Name, Location, Medical Type, Doctor Name, Designation Date. Rows include Kusuri's Aoki, Kudou Clinic, Maron Pharmacy, Matsumoto Family Clinic, etc.

滋賀県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年7月10日から令和2年7月27日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

Table with 7 columns: Road Type, Route Name, Area, Change Type, Width, Extension, Remarks. Row details Dogo District Toyonaka Town 8-chome 8-2-1 area width change.

県道	豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字八目35番2地先まで	変更前	12.4m 最小 5.9m } 最大 6.8m	85.3m		
			変更後	最小 9.2m } 最大 36.6m			
国道	306号	犬上郡多賀町大字佐目字大西722番1地先から	変更後	最小 9.2m } 最大 36.6m	442.0m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更	
		犬上郡多賀町大字佐目字細原1205番1地先まで	変更前	最小 6.9m } 最大 12.9m			
	303号	高島市今津町北生見字東120番1地先から	変更後	最小 9.0m } 最大 48.0m	1387.6m		旧道の廃止に伴う区域変更
		高島市今津町追分字丹波野20番地先まで	変更前	最小 9.0m } 最大 48.0m			
				最小 7.3m } 最大 36.6m	1294.4m		

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、竜王町長 西田 秀治から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図修正)
- 2 作業の地域 竜王町岡屋、小口、山面、須恵、西川、七里、薬師、弓削、山之上
- 3 作業の期間 令和2年7月13日から令和2年12月25日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域

3 作業の終了日 令和2年2月28日

令和2年二級建築士試験実施公告の変更公告

令和2年3月2日付け令和2年二級建築士試験実施公告の一部を次のとおり変更する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

2 試験地

変更前 (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

変更後 (1) 学科の試験 琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40

令和2年木造建築士試験実施公告の変更公告

令和2年3月2日付け令和2年木造建築士試験実施公告の一部を次のとおり変更する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

2 試験地

変更前 (1) 学科の試験 立命館大学(びわこ・くさつキャンパス) 草津市野路東1-1-1

変更後 (1) 学科の試験 びわ湖大津プリンスホテル 大津市におの浜4-7-7

一般競争入札の公告

令和2年度における空間放射線量率測定システム(モニタリングポスト等)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年7月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および数量 空間放射線量率測定システム(モニタリングポスト等) 一式

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和3年3月26日(金)

(4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) この調達に係る入札公告日から落札者決定までの期間に滋賀県物品関係入札参加停止基準および滋賀県建設工事等指名停止基準による入札参加停止等の措置を受けていないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のいずれかの営業種目で登録されている者であること。

営業種目 大分類:物品 中分類:理化学機器・分析機器・計測機器

大分類:物品 中分類:写真・光学機器

大分類:物品 中分類:消防・防災・防犯用品

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。

4 基準品または同等品の事前確認 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり、基準品(仕様書3(1)イおよびウの物品に限る。)の販売実績がある旨または同等品である旨の確認を受けること。これらの確認の申請は、郵送または持参で受け付ける。

(1) 必要とする書類

ア 基準品と同等以上の性能を備える装置での入札を希望する場合 機能証明書および機能証明書で表記されて

いる内容が明らかになる資料

イ 仕様書3(1)イおよびウの物品について基準品での入札を希望する場合 販売されている実績が明らかになる資料

(2) 提出期限 令和2年7月28日(火)12時

(3) 提出場所 滋賀県健康医療福祉部薬務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

5 現地確認 設置場所の現地確認を希望する者は、入札書を提出するまでに次の連絡先へ連絡し、調整の上、現地確認を行うことができる。

連絡先 滋賀県衛生科学センター理化学係(電話 077-537-7436)

6 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県健康医療福祉部薬務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3630 FAX 077-528-4863 電子メール eh00@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和2年7月10日(金)から令和2年8月19日(水)まで

イ 滋賀県健康医療福祉部薬務課 令和2年7月10日(金)から令和2年8月19日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の8時30分から17時15分まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和2年8月19日(水)17時15分

(6) 開札の日時および場所 令和2年8月20日(木)14時 滋賀県健康医療福祉部薬務課

7 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し6(5)に示す入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 入札書を6(5)に示す入札書の受領期限までに6(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を6(5)に示す入札書の受領期限までに6(1)イに示す場所に必着させること。書留郵便(一般書留または簡易書留)に限る。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

9 契約の締結

(1) 本物品の売買契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(2) 契約書作成の要否 要

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法

(1) この公告に示した物品を納入することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 仕様書に示した要件または条件を満たす資料について、技術的に検討し、基準品または同等品であると認めたもののみ落札対象とする。

12 支払条件 前金払および部分払は行わない。

13 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

14 その他必要事項

- (1) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に仮契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載された通りの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Scintillation Radiation Monitoring System, 6 sets
- (2) Deadline for tender : 17 : 15, August 19, 2020
- (3) For further information, contact : Pharmaceutical Affairs Division, Health and Medical Welfare Department, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3630

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年7月10日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
東近江市社会福祉協議会デイサービスセンターなごみ	東近江市猪子町124番地	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会 会長 宮部庄七	東近江市今崎町21番地1	通所介護	2570500468	令和2.6.30

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、仰木中央土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和2年7月10日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉 本 晃

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	石 川 栄 二	大津市仰木二丁目21番66号
”	小 林 隆	同 所25番11号
”	藤 井 佳 弘	同 市仰木三丁目2番7号
”	北 村 博 司	同 市仰木二丁目2番26号
”	猪 飼 幸 弘	同 所16番3号

〃	中 川 市 男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	北 村 良 和	同 市仰木二丁目13番45号
〃	伊 藤 大 作	同 所 5 番18号
〃	辻 佳 孝	同 市仰木四丁目21番34号
〃	上 坂 進	同 市仰木二丁目10番 8 号
〃	小 林 副 夫	同 所18番34号
〃	塚 本 實	同 市仰木六丁目 1 番35号
監 事	小 林 庄 二	同 市仰木二丁目 2 番 5 号
〃	瀧 川 幸 作	同 所14番10号
〃	中 井 徹	同 所12番35号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 林 隆	大津市仰木二丁目25番11号
〃	北 村 宏	同 所20番10号
〃	藤 井 佳 弘	同 市仰木三丁目 2 番 7 号
〃	北 村 博 司	同 市仰木二丁目 2 番26号
〃	猪 飼 幸 弘	同 所16番 3 号
〃	中 川 市 男	同 市仰木四丁目15番14号
〃	北 村 良 和	同 市仰木二丁目13番45号
〃	伊 藤 大 作	同 所 5 番18号
〃	辻 佳 孝	同 市仰木四丁目21番34号
〃	塚 本 實	同 市仰木六丁目 1 番35号
監 事	上 坂 良 秋	同 市仰木二丁目 4 番 1 号
〃	北 村 長 茂	同 所 7 番 8 号
〃	上 坂 宗 万	同 所18番16号

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、早崎内湖土地改良区の定款の変更は、令和2年7月2日に認可した。

令和2年7月10日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 奈良田 肇

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第80号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定に基づき令和2年滋賀県公安委員会告示第71号により水泳場保安水域として指定した水域のうち、次の水域の指定を解除する。

令和2年7月10日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

水泳に供する水域の所在地	水 泳 場 保 安 水 域 に 指 定 し た 水 域	期 間
近江八幡市沖島町宮ヶ浜地先琵琶湖沿岸(宮ヶ浜水泳場)	次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市沖島町宮ヶ浜にある休暇村近江八幡西館建物の北東角 ア 基点から真方位297度126メートルの地点 イ 基点から真方位316度162メートルの地点 ウ 基点から真方位55度292メートルの地点	令和2年7月18日から同年8月30日まで

<p>長浜市南浜町地先琵琶湖沿岸(南浜自治会子ども水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 長浜市南浜町1138番地1にある和田神社建物の南東角 ア 基点から真方位117度159メートルの地点 イ 基点から真方位131度187メートルの地点 ウ 基点から真方位172度134メートルの地点 エ 基点から真方位195度63メートルの地点</p>	<p>令和2年7月21日から同年8月7日まで</p>
<p>高島市今津町今津13番地地先琵琶湖沿岸(南浜学童水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建物の南東角 ア 基点から真方位150度157メートルの地点 イ 基点から真方位135度220メートルの地点 ウ 基点から真方位151度278メートルの地点 エ 基点から真方位166度232メートルの地点</p>	<p>令和2年7月20日から同年8月10日まで</p>
<p>高島市安曇川町北船木2981番地地先琵琶湖沿岸(滋賀県立びわ湖こどもの国水泳場)</p>	<p>次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こどもの国敷地内にある藤棚の南角 ア 基点から真方位41度147メートルの地点 イ 基点から真方位71度193メートルの地点 ウ 基点から真方位156度161メートルの地点 エ 基点から真方位192度101メートルの地点</p>	<p>令和2年7月11日から同年8月31日まで</p>

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和2年7月10日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施日時および定員

警備業務の区分	種別	実施日時	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)	新規取得講習	令和2年9月3日(木)から同月10日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	20人
	追加取得講習	令和2年9月8日(火)および同月9日(水)の午前9時から午後5時まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)	新規取得講習	令和2年9月3日(木)から同月10日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	20人
	追加取得講習	令和2年9月8日(火)および同月9日(水)の午前9時から午後5時まで	

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

2 修了考査

- (1) 新規取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和2年9月11日(金)午前9時から100分間
- (2) 追加取得講習 いずれの警備業務の区分についても、令和2年9月11日(金)午前9時から35分間

3 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

5 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 6 受付期間 令和2年7月27日(月)から同年8月5日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第受付を締め切る。
- 7 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 8 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
 - イ 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
 - ウ 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
 - エ 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
 - オ 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
 - イ 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
 - ウ 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
 - エ 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
 - オ 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 9 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- (1) 新規取得講習
- ア 3号警備業務 38,000円
 - イ 4号警備業務 34,000円
- (2) 追加取得講習

ア 3号警備業務 14,000円

イ 4号警備業務 10,000円

10 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。

11 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

12 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

13 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 077-522-1231（代表））または各警察署の生活安全課

雑

報

滋賀県市町村職員共済組合令和元年度決算の要旨の公告

滋賀県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月10日

滋賀県市町村職員共済組合理事長 小 椋 正 清

損益計算書(自平成31年4月1日、至令和2年3月31日)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	保健(憩い の里湖西)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
負担金	4,919,549	13,761,534	715,803	101,869			189,486	167,581						19,855,822
掛金(保険料)	4,972,101	8,725,736	715,803					160,522						14,574,162
施設収入・商品売上														0
連合会交付金	851,442						81,708					172		933,322
利息及び配当金	253				10,822		37	40	2		920,738			931,892
その他の収入	172,642						28	1,946	3		11,026	18,318	1	203,964
他経理から繰入							36,879			61,816				98,695
前年度繰越支払準備金	659,151													659,151
計	11,575,138	22,487,270	1,431,606	101,869	10,822	0	308,138	330,089	5	61,816	931,764	18,490	1	37,257,008
給付	4,717,688													4,717,688
役員員給与							140,496	29,805		6,802	14,087	4,645		195,835
厚生費							77	162,687			9	3		162,776
特定健康診査等費								30,387						30,387
旅費・事務費							13,528	2,980	105		1,187	546		18,346
商品仕入														0
飲食材料費														0
委託費							4,625	4,920						9,545
賃借料							9,172	1,831			5,429	298		16,730
普及費							1,505	767			403	264		2,939
支払利息					10,822						711,281	10,816		732,919
負担金							22,949	4,287	3,505	8,953	2,296	843		42,833
連合会払込金	128,178	22,487,270	1,431,606	101,869			84,181					1,018		24,234,122
連合会拠出金	651,028													651,028
病床転換支援金	10													10
老人保健拠出金	0													0
退職者給付拠出金	205													205
前期高齢者納付金	2,455,545													2,455,545
後期高齢者支援金	2,125,170													2,125,170
介護納付金	938,470													938,470
他経理へ繰入	36,879							17,755		44,061		44,061		142,756
その他の支出	6,652						27,757	22,805	14,655	1,022	740	182		73,813
次年度繰越支払準備金	666,686													666,686
計	11,726,511	22,487,270	1,431,606	101,869	10,822	0	304,290	278,224	18,265	60,838	735,432	62,676	0	37,217,803
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	△ 151,373	0	0	0	0	0	3,848	51,865	△ 18,260	978	196,332	△ 44,186	1	39,205

貸借対照表(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健 (事務局)	保健(憩い の里湖西)	宿泊 (共同設置)	貯金	貸付	財形	合計
流動資産	1,471,391	1,349,368	90,315	688	32,408		319,279	360,063	143,197	28,303	2,330,080	80,987	974	6,207,053
固定資産					1,030,000		14,452	99	223,145	1,548,088	73,029,924	1,373,221		77,218,929
繰延資産							77	8			8			93
資産合計	1,471,391	1,349,368	90,315	688	1,062,408	0	333,808	360,170	366,342	1,576,391	75,360,012	1,454,208	974	83,426,075
流動負債	19,085	1,349,368	90,315	688			10,574	17,180	168		71,183,941	115		72,671,434
固定負債	666,686				1,062,408		81,321	20,707		23,770	78,396	1,103,248		3,036,536
負債合計	685,771	1,349,368	90,315	688	1,062,408	0	91,895	37,887	168	23,770	71,262,337	1,103,363	0	75,707,970
資本剰余金									383,010					383,010
利益剰余金	785,620						241,913	322,283		1,552,621	4,097,675	350,845	974	7,351,931
資本合計	785,620	0	0	0	0	0	241,913	322,283	366,174	1,552,621	4,097,675	350,845	974	7,718,105
負債・資本合計	1,471,391	1,349,368	90,315	688	1,062,408	0	333,808	360,170	366,342	1,576,391	75,360,012	1,454,208	974	83,426,075